

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定により同法第5条第1項の規定による届出をした者に対して県の意見を述べたので公告する。

令和6年11月8日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）守山ハズイタウン D 街区 守山市金森町字下部 459 番 ほか 33 筆
- 2 県の意見の概要
 - (1) 届出書添付書類の交通予測資料の 22 ページでは、平日の来店台数を休日の来店台数の 6 割と設定されているが、その根拠を具体的なデータをもとに明確に示しつつ、その適正性について説明を行うこと。また、必要に応じその設定を見直し、結果に基づき再度交通量予測を行ったうえで、必要な渋滞等の対策を講じること。
 - (2) 現状の交通量調査の結果においても、守山高校北交差点において休日を中心に渋滞が発生することが懸念されるため、同交差点における交通負荷の軽減のため、信号現示の変更や来店のみならず退店経路の実効性確保のための誘導員の常時配置、各出入口における入出庫方向の再検討、退店時の迂回ルートの設定等も含め、実効性のある具体的な渋滞対策を十分に検討した上で講じること。
 - (3) 予測地点 D において、騒音の夜間最大値が超過することに対して、一般車両が通行可能な市道に面していることから生活環境に与える影響が小さいと整理されているが、最も近い住宅における影響について再予測を行ったうえで、必要な対策を届出書に記載されたい。
 - (4) 騒音予測するにあたって、「24 時間営業をしているセブンイレブンは、道路、市民ホール、警察署、他店舗に囲まれており、また大きな騒音源がない」として、同店舗にかかる設備が対象とされていないが、対象として考慮した上で、必要な対策を講じられたい。
- 3 県の意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号
 - (2) 縦覧期間 令和 6 年 11 月 8 日から令和 6 年 12 月 9 日まで